

雇用保険の適用拡大に伴う65歳以上の労働者の取り扱いについて（お知らせ）

（兵庫県県土整備部 平成28年12月）

雇用保険の適用が拡大され、平成29年1月1日より65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の対象となります。

つきましては、今回の雇用保険制度の改正に伴う経営事項審査制度における取扱いについて、以下のとおりお知らせします。

兵庫県のホームページでも詳細を掲載しておりますので、ご覧ください。

取扱い内容

(1) 項番4 1 雇用保険加入の有無について

平成29年1月1日以降は、65歳以上の労働者についても雇用保険の加入が義務付けられますので、当該労働者が雇用保険の被保険者になったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出していない場合には、雇用保険未加入となります。

(2) 技術職員名簿への登載について

本名簿への技術職員の登載は、当該技術職員が審査基準日において、適法に社会保険に加入している必要がありますので、平成29年1月1日以降は、65歳以上の労働者で雇用保険に加入していない場合には、技術職員名簿への登載は認められません。

(3) 社会保険未加入指導について

社会保険未加入建設業者に該当するため、兵庫労働局に通報します。